

岡崎市随意契約ガイドライン

令和元年11月 1 日

岡崎市

1 はじめに

随意契約とは、自治体が競争入札を実施せずに、特定の相手方を指定して契約できる方法のことをいいます。本ガイドラインは、本市が工事や業務委託、そして物品調達といった公共調達に関する契約を、随意契約として締結する際の目安として、作成したものです。

本市の公共調達は、競争入札を原則としています。しかし、契約案件の性質や目的等を検討して妥当性のある場合は、競争入札に代えて、随意契約で契約締結することが可能です。随意契約は、より効果的な行政運営の実施を目的として設定されたものです。要件に合致しない随意契約による契約を推奨するものではありません。随意契約の公正・公平な運用に努めてください。

2 随意契約の種類

本ガイドラインでは、随意契約を、大きく2種類に区分します。まず1つは、地方自治法施行令（以下「施行令」）第167条の2第1項第1号による「少額随意契約」と呼ばれる随意契約（以下「少額随契」）です。少額随契とは、一定の金額以内であれば、競争入札を行わず、2者以上の相手から見積りを徴取し契約を締結することができる、としたものです。もう1つは、施行令第167条の2第1項第2号から第9号（第4号を除く）までの「特命随意契約」と呼ばれる随意契約（以下「特命随契」）です。特命随契は、特定の1者から見積りを徴取して、契約を締結できる方法です。これは、契約の性質や目的によって競争入札が適さない場合や、緊急により競争入札ができない場合に適用します。なお、本市は、特命随契の第4号の規定を定めていないため、適用はありません。

3 少額随契について

施行令第167条の2第1項第1号該当（以下「1号該当」）は、予定価格が、岡崎市契約規則第22条に定める金額未満の場合に適用されます。

契約の種類	予定価格
工事又は製造の請負	130万円
財産の買入れ	80万円
物件の借入れ	40万円
財産の売払い	30万円
物件の貸付け	30万円
前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

- ・ 予定価格は、税込の金額です。
- ・ 金額が1号該当の範囲内で、他の号（2、3、5～9号）と適用理由が重なった場合は、1号該当となります。
- ・ 複数年の物件の借入れ（リースなど）は、単年ではなく複数年の総額で判断します。
- ・ 建物修繕は、基本的に、工事に該当します。
- ・ 意図的に契約を分割して、1号該当にすることはできません。
- ・ 工事の場合は、建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）第6条により、適切な見積

期間を確保する必要があります（他の号も同じ）。

4 特命随契と競争入札について

特命随契は、契約の内容から、競争入札に適していない場合や、競争入札を行うことがかえって本市にとって不利になる等の場合に、適用される方法です。しかし、「競争入札に適さない」等の意味を拡大解釈し、特命随契として不適切な案件であっても特命随契としてしまうことは、公正・公平な運用から逸脱した行為であるため、厳に慎まなければなりません。また、特命随契の理由は、適切に選定する必要があります。例えば「契約相手に実績がある」という理由だけでは、実績のある業者は他に存在する可能性があります。該当者が複数存在する可能性がある場合、それだけでは「競争入札に適さない」とまではいえません。特命随契の適用に当たっては、最初から特命随契ありきで考えるのではなく、まずは競争入札の可否について検討し、様々な要因から競争入札が適していない等と判断できる場合、特命随契としてください。

また、様々な理由から特命随契と断定される案件を、無理に競争入札とすることは避けなければなりません。特命随契の案件は、諸々の条件から、その契約内容を実施できる企業等が1者しか存在しません。契約対象となる企業等も、他者では該当案件ができないことを把握している可能性が、非常に高いです。もしこの状態で競争入札を行った場合、競争性が発揮されず、かえって本市にとって不利（例：割高な契約金額）な結果となってしまうことが想定されます。

競争入札や特命随契は、あくまで、契約の相手方を選定するための方法です。どちらの方法を選択するとしても、本市が不利な条件で契約することは避けなければなりません。契約内容等を詳細に検討した上で、適切な契約手法を選択してください。

5 特命随契の例示（施行令第167条の2第1項第2号該当）

施行令第167条の2第1項第2号該当（以下「2号該当」）は、次の場合に適用されます。

その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。

2号該当は、競争入札に適していない契約を行う場合に適用されます。契約する内容の性質等から判断して、契約締結の時点で、その目的を達成できる者が契約相手以外に存在しないことから競争入札を実施できないことが適用の条件です。これは、競争相手がいない中で入札を実施すると、契約金額が高止まりになってしまう等の、本市にとって不利な条件で契約しなければならない可能性があるためです。

また、2号該当の場合は、契約相手に「実績がある」や「信頼性が高い」という漠然とした理由ではなく、具体的に契約案件の内容からみた結果、契約相手が1者に限定されるという、契約相手の「唯一性」が重要です。過去に締結した特命随契と同じ内容で、もう一度、特命随契を行う場合は、時間の変化とともに、新たに契約が可能な企業等が存在している可能性もあるため、特命随契ありきではなく、契約ごとに、競争入札の可能性について検討する必要があります。なお、履行可能かどうかの確認を行う場合は、後でトラブルにならないよう口頭ではなく文書等で依頼し、回答を得ることが重要です。

(1) 工事の例

- ・ 特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない、特殊な技術、機器又は設備を必要とする工事
- ・ 特許工法や新開発工法等を用いる必要がある工事
- ・ 文化財その他極めて特殊な建築物で、該当者以外に実施できない補修、増築等の工事
- ・ 実験、研究等を目的とする特殊な設備で、施工可能な者が特定される工事
- ・ 法令等の規定に基づき施工者が特定される工事（例：ガス事業法等）
- ・ 本施工に先立ち行われる試験的な施工を実施した際に、試験的な施工を行った者以外は施工できない工事
- ・ 施工者以外の者に施工させると既設設備の使用に著しい支障が生ずるおそれのある工事
- ・ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

(2) 業務の例

- ・ 特定の者と契約しなければ目的達成できない、特殊な技術、知識、資格等を要する業務
- ・ 製造者や設置者以外に部品交換等の対応ができない特殊設備や施設等の保守点検業務
- ・ 情報システム等の開発会社が、当該システムの特許権・著作権等を所有するため、開発会社以外に実施することができない情報システムの運用保守業務
- ・ 法令等の規定に基づき実施する者が特定される業務（例：水道法の簡易水道検査等）
- ・ 複数年（例：5年）のリース期間満了後の再リース案件
- ・ 国、地方公共団体、その他関連団体と協力して行うことが必要な業務
- ・ 主として価格以外の要素における競争（例：プロポーザル方式等）によって、契約の相手方を選定するもの

(3) 物品の例

- ・ 特定の者でなければ納入できない物品
- ・ 美術館等に収蔵する美術品や資料
- ・ 直販制度により販売されている物品
- ・ 著作権、版權等を所有している業者から購入する物品
- ・ メーカーの代理店制度により購入できる者が特定される物品
- ・ 特殊技術や特別な目的等が必要となるため購入先が特定される物品
- ・ 当初購入した特殊な物品との適合性が必要で購入先が特定される物品
- ・ 特許又は実用新案等により製造者が特定される物品

6 特命随契の例示（施行令第167条の2第1項第3号該当）

施行令第167条の2第1項第3号該当（以下「3号該当」）は、次の場合に適用されます。

シルバー人材センター、障がい者授産施設等を契約の相手方とするとき。

障害福祉の推進の観点から、役務の提供（業務委託）や福祉関連施設等で製作された物品の購入等を、特命随契とすることができます。なお、特命随契をすることができる団体等は、法令等により定められているため注意が必要です。また、工事は、3号該当の対象外です。

(1) 業務

- ・ シルバー人材センターが履行可能な高齢者雇用の安定促進に寄与する業務
- ・ 障がい者授産施設が履行可能な障がい者の社会自立や経済的自立に寄与する業務

(2) 物品

- ・ 障がい者授産施設で製作する障がい者の社会的・経済的自立に寄与する物品の購入

7 特命随契の例示（施行令第167条の2第1項第5号該当）

施行令第167条の2第1項第5号該当（以下「5号該当」）は、次の場合に適用されます。

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

「緊急の必要」とは、災害等の非常時で緊急対応の要求される場面で競争入札を実施すると、市民生活等に重大な影響が生じる場合を想定しています。「緊急性」は、客観的な理由から判断する必要があるため、例えば、事務処理の遅れにより競争入札ができない、といった理由は、5号該当になりません。

(1) 工事

- ・ 競争入札を実施する時間がなく、緊急施工が必要な工事
（注意：事故等の発生で直ちに特命随契を適用となるものではなく、市民生活等への影響の有無によって適用を判断します。）
- ・ 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
- ・ 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- ・ 災害等の未然防止のための応急工事

(2) 業務

- ・ 5号該当の緊急工事に伴い発生する業務
- ・ 市民生活に重大な影響のある施設（例：浄水場）や情報システム等の予期せぬ停止等に伴い緊急実施する保守業務

(3) 物品

- ・ 災害の発生や災害の未然防止の準備に伴い発生する物品購入
- ・ 災害に伴い設置された避難所に対する、食料や毛布等の必要物資購入
- ・ 急激な気候変動（例：急な寒波の到来）により不足した物資等の緊急調達

8 特命随契の例示（施行令第167条の2第1項第6号該当）

施行令第167条の2第1項第6号該当（以下「6号該当」）は、次の場合に適用されます。

競争入札に付することが不利と認められるとき。

競争入札を実施すると、履行期間や経費等の面で本市が不利になる場合に適用されます。6号該当は2号該当と異なり、「諸条件から特定の1者に契約相手が限定される」者であるため、本市にとっての有利・不利を考えなければ、契約相手以外にも、該当者が存在すると考えられます。6号該当を適用させる場合は、客観的に、その該当者と契約することが本市にとって有利であるといえる明らかな理由が必須条件です。

(1) 共通

複数単価契約（複数の単価を定めた契約）を行うもの。

（注意：複数単価契約は、複数の者から見積書を徴取し、比較検討（単価交渉等）した上で、最終的に1者と契約するため、競争入札ではなく特命随契となります。）

(2) 工事

- ・ 現に契約履行中の施工者に履行させると、工期の短縮、経費の節減が確保できる等、本市にとって有利と認められる工事
- ・ 当初予期し得なかった状況の変化等により必要となった追加工事
- ・ 前工事に引き続き施工され、前工事の施工者に施工させると、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等、有利と認められる工事
- ・ 一体の構造物（完成して、初めて機能を発揮するもの）関連の工事が前工事と後工事に分かれており、前工事と後工事の施工者が異なると、かし担保責任の範囲が不明確となるため、一貫した施工が技術的に必要とされる工事
- ・ 前工事と後工事と密接不可分な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備等を引き続き使用する後工事（注意：本体工事の施工に直接関連する仮設備で、後工事の適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められ、かつ、工期の短縮や経費節減できるものに限りま。）
- ・ 本市以外の者（例：愛知県）が施工中の工事と、施工場所が交錯・一部重複等しており、当該施工中の者に施工させると、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全かつ円滑な施工ができることから、本市にとって有利と認められる工事
- ・ 鉄道工事と立体交差する道路の当該交錯個所での工事

(3) 業務

- ・ 先に発注した業務と密接不可分な関係にあり、履行期間の短縮や経費の節減において有利と認められる業務（注意：業務を分割して発注した理由の整理も必要です。）
- ・ 既設設備等の保守業者が実施する、既設設備と密接不可分な機器等の保守業務

(4) 物品

- ・ イベント等で配布する特注品の不足時に追加する特注品の購入

9 特命随契の例示（施行令第167条の2第1項第7号該当）

施行令第167条の2第1項第7号該当（以下「7号該当」）は、次の場合に適用されます。

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

「著しく有利な価格」とは、通常の場合と比較して、品質等の内容に問題がないことを前提に、競争入札の場合よりも、著しく有利（安価）な価格であることをいいます。

「著しく有利な価格」に関する基準はありませんが、誰から見ても安価であると判断できる必要があります（例：市場価格の2割程度）。また、7号該当の場合、競争入札よりも価格的に有利になることを示す必要があるため、根拠資料等を準備する必要があります。

(1) 工事

- ・ 施工に必要な資機材を工事現場付近に多量に所有するため、著しく安価となる工事
- ・ 開発導入した資機材、作業設備、新工法等を利用し、競争入札を実施する場合より著しく安価となる工事

(2) 業務

- ・ 特定の情報システムを使用することにより、著しく安価に実施できる業務

(3) 物品

- ・ 必要物品を多量保有することから、著しく安価に購入できる物品

10 特命随契の例示（施行令第167条の2第1項第8号該当）

施行令第167条の2第1項第8号該当（以下「8号該当」）は、次の場合に適用されます。

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

8号該当は、競争入札を実施したものの、入札者や落札者がいないため、特命随契を締結するものです。この場合、原則は、競争入札のやり直しとなりますが、もう一度、競争入札を実施する時間がない場合、特命随契を適用できます。なお、「もう一度、競争入札を実施する時間がない」とは、該当案件が実施されないことで市民サービス等が低下するおそれがあるなど、対外的に影響のある場合を意味します。加えて、「もう一度競争入札を実施する時間がない」ほど、時間的な余裕がない理由についても整理する必要があります。

8号該当の場合は、競争入札時に定めた予定価格その他の条件（契約保証金及び履行期限を除く）を変更することはできません。「その他の条件」は、契約に際して重要な部分（例：設計図書に記載の内容）です。このため、特命随契の交渉の際に、該当案件の契約内容を変更（例：工程を削減する等）することができません。条件を変えなければ契約できない場合は8号該当とはならず、新規案件として競争入札を行う必要があります。

また、特命随契の相手方を検討する際は、原則、実施した競争入札の参加者から見積書を徴取し、予定価格以下となった者と契約します。なお、8号該当では、入札参加者以外から見積書を徴取して契約することも可能ですが、「入札に参加していない企業等から見積書を徴取する」ことに対する明確な理由が必要となるため、原則、一般競争入札で参加者がいない場合や、指名競争入札で指名した者が全員辞退した場合等に、入札参加者以外から見積書を徴取するも

のとします。加えて、競争入札の実施時期や条件の設定等が適切であったのかという、入札が不調となった理由の検証も実施してください。

また、8号該当の「入札者がいないとき」とは、一般競争入札で参加者がいない場合や、指名競争入札において、全ての参加者が辞退した場合を指します。

「再度の入札に付し落札者がいないとき」は、次の2つの場合を指します。

- ・ 予定価格の範囲内に入札者がいないため、直ちに入札を行ったが落札者がいないとき。
※ 予定価格を事後公表とする場合が対象です。
- ・ 不調になった入札を、再度公告（指名通知）して再入札したが、落札者がなかったとき。

原則、不調となった（競争入札が成立しなかった）入札は、日時等を改め、もう一度、競争入札を実施します。その際に、次の事項を確認した上で、実施してください。

- ・ 指名競争入札の指名業者は適切であったか。
- ・ 一般競争の入札参加条件は適切であったか。
- ・ 予定価格の積算に誤りはなかったか。
- ・ 適切な工期が設定されていたか。
- ・ 仕様等に実施困難なものはなかったか。

11 特命随契の例示（施行令第167条の2第1項第9号該当）

施行令第167条の2第1項第9号該当（以下「9号該当」）は、次の場合に適用されます。

落札者が契約を締結しないとき。

競争入札の落札者が契約を締結しない場合に適用できるものです。9号該当の場合、落札者以外の入札参加者全員に、落札金額以下で契約する意思があるかを確認し、意思表示のあった者から見積書を徴取して契約します。9号該当は、落札価格以下の金額で契約をする必要があり、かつ、競争入札で定めた条件（履行期限を除く）は変更できません。

9号該当では、入札参加者以外の者から見積書を徴取することも可能です。しかし、原則、入札参加者全員が見積書の提出を辞退した場合は、もう一度、競争入札を実施します。